

後期高齢者医療保険加入者の歯科口腔健診

対象者 県後期高齢者医療保険加入者
 申込期限 令和8年3月13日(金)
 費用 400円(本来の健診費用約5,320円)
 健診項目 問診、歯・入れ歯の状況確認、かみ合わせ・
 飲み込む力などの口腔機能検査など

申し込みの流れ

- 健康保険課 保健事業係に連絡
- 「受診券」が郵送で届く
- 受診券の内容確認後、「受診可能な歯科医院」に予約

受診当日に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、マイナ保険証、資格確認書のいずれか/受診券/自己負担金400円
 ※歯科治療費用を助成するものではありません。歯科医院を受診中の人や、すでに健診同様の検査を受けている人は、この健診の利用についてかかりつけ歯科医にご相談ください。

受診可能な歯科医院

歯科医院名	地区	電話番号
いわた歯科医院	惣領	286-1417
内野玲歯科	宮園	243-8241
共愛歯科医院	安永	286-2277
寺崎歯科クリニック	惣領	289-8020
みやもと歯科	寺迫	287-8811
やけいし歯科	福富	286-7588
JUN歯科クリニック	宮園	286-1188

※町外の歯科医院でも、上益城郡歯科医師会に所属する医院であれば受診できます。詳しくは、係へお問い合わせください。

問 健康保険課 保健事業係 ☎ 286-3113

带状疱疹ワクチン定期予防接種

対象者

- 令和7年度中に次の満年齢を迎える人
65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上
- 60歳以上、65歳未満でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する人

※令和7年度から令和11年度までは、当該年度に①の年齢になる人が順次対象になります。100歳以上は、令和7年度に限り全員対象です。

接種について

- に該当する人
対象者に通知を送付します。通知が届いた年度に限り定期接種の対象となります。
- に該当する人
接種を希望する人は手続きが必要です。事前に問い合わせ先へご連絡ください。

带状疱疹ワクチンの種類など

種類	生ワクチン (阪大微研)	組換えワクチン (GSK社)
接種方法	皮下	筋肉内
接種回数	1回	2回
特徴	・1回で完了 ・効果は5年で4割程度	・予防効果が高い ・効果は5年で9割、 10年で7割程度
注意点	病気や治療により免疫が低下している人は接種不可	通常2カ月以上の間隔をあけて2回接種
個人負担金	1回3,500円	1回9,000円

※生活保護の人は事前の手続きにより無料

接種場所 町内実施医療機関(送付する通知に記載)

接種期間 令和7年4月～令和8年3月31日

町ホームページにも詳細を掲載しています。



問 保健福祉センターはびねす ☎ 234-6123

益城町食生活改善推進員協議会の会員募集

町食生活改善推進員協議会は、健康や栄養について学習し、家族や知り合いなど、地域の人たちに伝える活動をしています。食事や栄養について知りたい人、地域で何か活動してみたい人、食べることが好きな人など、一緒に活動しませんか? 興味がある人はぜひ、毎月実施する学習会にご参加ください。

- 活動例
- ・地域サロンで健康クイズ
 - ・子ども向けや男性向けの料理教室
 - ・中学生向けの郷土料理教室
 - ・健康フェスタに参加

会費 650円(準会員)
 ※活動のための保険やテキスト代



▶男性料理教室や親子料理教室なども開催

国民年金保険料 納付額の変更と学生納付特例制度

4月からの国民年金保険料

月額 17,510円

納付方法

納付書による納付の他、口座振替やクレジットカード、電子納付で納付することもできます。

免除/猶予制度

どうしても保険料が支払えない場合には、免除制度があります。本人/配偶者/世帯主の前年の所得に応じて、全部または一部の保険料が免除される場合があります。

また、50歳未満の人のための納付猶予制度もあります。詳しくは、お問い合わせください。

入会方法

入会希望者は、事前に問い合わせ先へ連絡の上、学習会にご参加ください。本人の意思確認の上、翌年から正式会員となります。**年度途中からの参加も可能です。**

期日 5月15日(木)、6月18日(水)、7月10日(木)、
8月22日(金)、9月10日(水) ※下半期も実施

時間 午前10時30分～1時間程度

場所 保健福祉センターはびねす

内容 調理実習、年代別の健康づくり など

令和7年度 最初の研修

総会の後に研修を実施します。研修はどなたでもご参加できますので、希望者は電話でお申し込みください。

日時 4月17日(木) 午前10時30分ごろ～

テーマ 高齢になっても元気に過ごす!
フレイル予防のための食事

講師 株式会社ビーンスターク

定員 20人

申込期限 4月14日(月)

問 保健福祉センターはびねす ☎ 234-6123

学生納付特例制度

所得が低い学生は、申請によって在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。令和7年度の申請受け付けは、4月1日からです。

昨年度この制度により猶予され、令和7年度も引き続き在学予定の人には、4月上旬、日本年金機構から「国民年金保険料学生納付特例申請書」のはがきが届きますので、それを返送することにより申請できます。

申請に必要なもの

在学期間がわかる学生証(コピー可)か4月以降に交付された在学証明書原本

問 健康保険課 保険年金係 ☎ 286-3113

熊本東年金事務所 ☎ 367-8144